時事新報

第千二百廿五號
明治十九年三月十七日　水曜日
舊丙戌二月十二日（丙子）
日出午前六時十分　日入午後六時零八分
月出午後二時五十二分　月入午前三時四十七分
滿潮午前二時零八分　午後二時五十一分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報

學政改良

從來我國の中小學校は其費用を地方税及び協議費に資り通學の生徒は輕少の月謝金を納めて其寸志を表するに止まりしが今度文部省にては右月謝金を增額し其金を以て畧ぼ學校授業の費用に相當せしむるの見込なりと云ふ抑も教育上に於て全國の子弟を區別するに二様あり一は社會の教育を可とするものにして一は父兄の教育す可きもの即ち是なり盲聾啞以下の癈疾は孰れも天下の窮民にして不幸自から存すると能はざるものなれば人間同類を救護するの義務として社會全体其教育の責に任せざる可らずと雖ども社會に立て相當の自由あり又權利ある良民に至ては父兄の義務として獨力其子弟を教育せざる可らざるや言を俟たざる然るに此子弟を教育する中小學校は其費用を地方税及び協議費に仰ぎ父兄が子弟の教育費として直接に支出するものは唯輕少の月謝金あるのみ即ち今の日本國民は子弟教育費の大半を擧て之を社會に依托する者にして酷に之を評すれば健全無病の良民にして枉げて盲聾啞以下の所爲を學ぶ者ありと云ふ可し左れば文部省にて今度中小學校生徒の月謝金を增額し其額の略ぼ學校授業に相當するを期するの計畫あるは子弟教育の事を以て之を其父兄に責むるものにして事理上より云へば確當なり學政上より云へば簡便なり我輩は先づ此擧を美なりとして其實行を促さゞるを得ざるなり次に文部省にては大に師範學校を擴張し其學科の取捨、其教員の黜陟等に於て十分に干渉する所ある由なれども是れ亦甚だ適當なるが如し元來師範學校と云ふ其師範の文字は己れを以て手本と爲し人として其模形に則らしむるの意味なれば此學校の卒業生は唯有形の學術に於て師範たるのみならず無形德義の部分に於ても亦人の標準たらざるを得ず有形の學術とは算數學、器械學、理化學等の類にして天然の原則萬古一定して動かす可らず盜跖之を教授するも顏回之を講義するも人に因て理を異にせざるものなれば其間に毫釐の區別なしと雖ども無形の德義に至ては其感化必ずしも書籍にあらず滔々たる衆學生は日夕其謦咳に親炙して其言行を寫眞するが故に盜跖の正直論、劉伶の禁慾說、論說としては感服の外なしと雖ども以て學生を感服するに足らず即ち無形の道德は講堂の教授を以て進むものに非ず教師の即身道德を以て其生徒を率ゐるに非ざれば到底其成るを望む可らず然るに師範學校の卒業生は有形學術の師範たるのみならず無形道德の標準と爲らざる可らずとすれば當初最も其人の撰を重んぜざるべからず師範生の品行醜なれば其醜は傳へ又傳へて後來之に從學する幾百千人の學生に傳染し教育上幾多の弊害を生ずる其趣は種痘の種子の惡くして衛生上非常の害を生ずるが如し、甚だ恐る可き次第なれども我國にて文明の教育法を採用したるは十數年來の事にして其當初政府の注意と人民の熱心とに因て山村僻落までも巍然たる白堊の學校を見るに至りされども學校の多きに比して教師の數甚だ少なく講堂の建築既に成りて未だ其教員を得ざるが如き場所もありしかば教師の需要甚だ急に全國の師範學校にては本科生の外に傳習生若くば速成生等を養成して一時の急に應ずるが如き有様にて師範生其人の撰と鄭重にする能はず其中或は半途にして廢學し或は不品行の廉を以て放逐せらるゝものもありて懶惰書生の爲めに一二年間の官學費を空了せらるゝことなきに非ず此際教員の供給は漸く增し師範生を企望するものもますます多く特に明治十六年徵兵令の改正あり兵役免除の區域を狹めたる其中に官公立學校の生徒は免除の特典を得たるが故に師範學校に入るものは公費を以て修業するに加へて國民の義務たる兵役を免かれ卒業して後二三年間の禮奉公は學力相當の月給を得て勤むるものにして名は禮奉公なれども其實は必ずしも禮奉公の苦痛あるにあらず一たび師範學校生徒として入校を得たる以來の仕合は俗に云ふ牡丹餅もて頰を打かるゝの類なれば明治十六年徵兵令の發布を界として師範生の志願者は一層其多きを加へたるものゝ如し蓋し事の此に及びたるは孰れも偶然の結果にして當時學政官の不注意に歸す可らずと雖ども時世の變遷は學校教員の急要を告げざるに引き替へて教員志願者はますます加り師範學校の門前市を成その勢なれば今後の入校試驗には志願者の學力品行等に於て大に其撰を鄭重にし或は其身許を穿鑿して教育に篤志なりや否を知り始めて之を合格の部に列する等何程入校を手重くするも今の勢に於ても其志願者の欠乏を告ぐ可しとも思はれず今度文部省にて大に師範學校を擴張し視學官を置て時々之を巡廻せしめ學科教員等の細事にも干渉するの決心あるも蓋し此邊に見る所ありしならん我輩は年來天下教育の事を重んずるが故に今度文部省の學政改良、先づ吾心を獲たると聞き衷情喜躍に堪へざるなり

官報

○告示第十二號

明治十七年（十二月）農商務省第十一號告示郵便往復葉書使用法第一項中若シノ下發ヨリ又マテノ四十七字ヲ削リ同項ヘ左ノ但書ヲ追加ス

但發信ノ件返信紙ノ表面ニ返信ニ用ユヘキ差出人受取人ノ宿所氏名ヲ記載シ又ハ返信紙ノ裏面ニ返信用ノ文言ノ幾部ヲ記入シタル者ハ使用濟ト認メス又發信ノ件返信紙ヲ截斷シ發信紙ノミ差出スコトヲ得ヘシ

右告示ス

明治十九年三月十六日　遞信大臣榎本武揚

○辭令

大藏省總務局備荒儲蓄課兼整理課會計主務ヲ命ス（三月十五日內閣）　大藏書記官　鈴木利亨

內務省參事官　檜垣直枝
警官練習所長兼勤ヲ命ス（三月十五日內務省）

理事　市石昭
非職被仰付（二月十九日陸軍省）

陸軍省七等出仕　大河內正質
非職被仰付（三月十三日同）

遞信省會計監督官　林英吉

山内會計局長忌引中代理被仰付（三月十三日遞信省）　遞信省司檢官　渡邊嵩藏

東京司檢所長被仰付（三月十五日同）
大坂司檢所長被仰付（同）　同　鳥谷保
函館司檢所長被仰付（同）　同　森本弘策

○北海道廳諭達　去月二十二日北海道長官より本支廳へ左の通諭達せり（北海道廳報告）

本道人民ノ生業タル古來水產ニ衣食スルノ慣習ナルヲ以テ開拓使以來三縣ノ施政ニ於ルモ其實際ヲ斟酌シ漁農相待ヲテ以テ殖產ノ道ヲ圖ル是ニ於テ農桑ヲ獎勵シ若クハ馬種ノ改良ヲ圖リ漁業資本金貸與ノ方法ヨリ尋テ魚粕萱裝ノ改正昆布製造ノ改良等其他輓近商業組合ノ設置ノ如キ漸次其歩ヲ進メタリ然ルニ今般置廳ノ制令出テタルニ依リ事業ノ方向拓地殖民ノ一方ニ專ラナル樣誤解スル者ハ漁業若クハ商業ノ取締獎勵ニ於テ或ハ偏弛ノ虞ナキ能ハス各廳宜ク此ニ注意シ曩ニ開拓使及三縣示令スル所ノ方法ニ據リ一層獎勵ヲ加ヘ勇進改良ノ結果ヲ見ルコトヲ期スヘキナリ

（以上六件本年三月十三日官報）

○通貨ノ事歷（昨日ノ續）

曩ニ我カ大藏卿輔カ新貨ノ制度ヲ計畫シ其ノ本位ノ制定ヲ議スルヤ以爲ラク東洋諸國銀多ク金寡キノ邦域ニ於テハ其ノ本位ヲ定ムルニ須ク實際ノ便益ヲ主トセサルヘカラス若シ然ヲスシテ一概ニ理論的優雅ノミヲ望ミテ遽ニ金本位ノ制ヲ取ラハ却リテ將來實地蹉跌ノ患アランモ測リ難シト乃止ムヲ得ス銀本位ノ制ヲ豫定セラレタリ然レ圧將來內外交通貿易ノ進ミ且盛ナルノ日ニ及ヒテ銀本位カ果シテ得策ナル乎否ヤノ點ハ實ニ一大問題ナルヲ以テ大藏省ニ於テ反復叮嚀之ヲ討議スルノ際恰モ伊藤少輔ノ意見建議書米國ヨリ到達スルニ會シ大藏卿輔亦金本位ノ制ヲ是トス是ニ於テ大藏省ハ曩ニ一旦豫定セシ所ノ銀本位ノ制ヲ廢シ更ニ金貨本位ノ制度ヲ建ツルノ法案ヲ具シテ之ヲ太政官ニ稟議シ（四年辛未四月）速ニ其ノ裁可ヲ得タリ

此ニ至リテ政府ハ貨制改正ノ準備彌々整ヒ且其ノ本位ノ制度亦彌々確定シタルヲ以テ五月十日外務卿ヨリ其ノ事由ヲ具シテ之ヲ締盟各外國ノ公使ニ報告ス其ノ報告書ノ大要左ノ如シ

先般我カ政府ニ於テ金銀銅新貨幣鑄造ノ事ヲ決定シ其ノ品位重量本位定位價格ノ比較及通用ノ制限等ニ至ルマテヲ逐次詳明ニ之ヲ閣下等ニ報告シ且既ニ閣下等ノ目擊セル如ク大坂造幣寮式モ既ニ了リ猶深ク將來ノ便利ヲ推考シ歐米諸國金銀貨幣ノ制度本位定位價格ノ比較等或ハ之ヲ書籍ニ考覈シ或ハ之ヲ識者ニ諮問スルニ大概金貨幣ヲ以テ本位トナシ銀貨ノ如キハ漸ヲ逐ヒテ補助ノ貨品ニ供充スルノ姿勢アルハ異ニ普通ノ正理ニ適合スト云フヘシ且又各國貨幣ノ品位重量モ往々彼此相齊シク遂ニ同一轍ニ歸スルヲ得ハ隨ヒテ貿易上交通ノ便宜モ更ニ幾層ヲ增加スヘシ曾テ傳承スル所ニヨレハ先年佛蘭西都府ニ於テ既ニ各國貨幣一般更正ノ會議アリト是ニヨリテ我カ新貨鑄造ノ事ニ於テモ從來ノ便否得失ヲ審慮シ目今各國貨幣ノ品位重量ヲ商量析衷シ更ニ前議ヲ更革シテ新ニ二十圓金貨ヲ鑄造セリ其ノ重量ハ純金三十「グラム」金位十分ノ九ニシテ全量三十三「グラム」三分ノ一ト定メ其ノ他十圓、五圓、二圓、一圓ノ金貨モ悉ク此ノ比例ニ準スルコ別紙金貨重量表ニ揭載スルカ如シ是ヲ以テ前議一圓ノ本位銀貨ハ全ク之ヲ廢止セント欲スレ圧尚一時貿易上ノ利便ヲ謀リ內外人民若シ銀地金ヲ差出シテ銀貨鑄造ヲ願フモノアレハ右ノ一圓銀ヲ鑄造シテ之ニ與ヘ唯開港場ノ貿易ニ用フル銀貨トシテ通用ノ制限ナク墨西哥「ドルラル」ト並行流通セシメントス但シ墨西哥「ドルラル」通用ハ從前ノ通タルヘシ尤前述五種ノ內一圓金ヲ以テ本位中ノ原貨ト定メ各種拂高ノ制限ナシ其ノ他五十錢以下ノ補助銀貨ハ最前ノ品位ニ據置キ而シテ其ノ重量及通用制限ハ聊更革ヲ加ヘ別紙重量表並ニ造幣規則、通用制限ノ通決議改定セリ又向後右造幣規則ノ內改正ヲ加フル件ハ內外人民ノ貿易ニ於テ障碍ナカラシメンコトニ注意スヘシ

別紙

新貨幣通用制限

本位金……
金ヲ以……
ト共ニ……
本位……
ナリ……
金ヲ……
ヲ以……
標準……
定位ノ……
助ノ貨……
一口ノ……
一定位……
一圓ノ……
定位ノ……
價位ノ……
際之……
開港……
各……

○旅行日記

明治十九……
ル間を……
東山道を……
員の測ね……
るの任と……
大河內……
人なり……
先生漫遊……
當時の生……
勝せんと……
あく目下……
聞紙上に……